

平成30年1月18日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県文化財保護審議会に対する諮問について	社会教育・文化財課
2	山口県文化財保護審議会委員の任命について	社会教育・文化財課

議案第1号

山口県文化財保護審議会に対する諮問について

このことについて、別紙1～3のとおり諮問する。

平成30年（2018年）1月18日

山口県教育委員会

(別紙1)

平29教社文第1514号

平成30年1月18日

山口県文化財保護審議会会長 様

山口県教育委員会

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定有形文化財に指定することについて貴会の意見を問います。

記

有形文化財（絵画）：絹本着色仏涅槃図

けんぼんちやくしよくぶつねぼんず
『絹本着色仏涅槃図』の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 種別 | 有形文化財（絵画） |
| 2 名称 | 絹本着色仏涅槃図 |
| 3 員数 | 一幅 |
| 4 寸法 | 縦148.2cm 横90.2cm |
| 5 時代 | 15世紀半ば |
| 6 概要 | <p>涅槃図は、亡くなった釈迦のまわりをとりまいて悲しみ泣く人物や動物を描いたもの。本図には阿那律（釈迦の従弟）に導かれ、二人の侍女とともに忉利天（神々の住む世界のの一つ）から飛来する母の摩耶夫人（釈迦の母）のほか、菩薩・仏弟子・俗人・鬼神などの会衆（説法に集まった人々）52人と、動物・鳥・虫など52匹（羽）が描かれる（鴛鴦のように番で描かれるものもあり種類はもう少し少ない。）。</p> <p>本図は「土佐守入道経光筆」の落款があり、室町時代の絵師である土佐行広の出家後の作品である。</p> |
| 7 所在の場所 | 防府市国分寺町2番67号 国分寺 |
| 8 所有者 | 宗教法人 国分寺（防府市国分寺町2番67号） |
| 9 価値 | <p>土佐行広は、室町時代に活躍した土佐派を代表する絵師であり、その代表的な作品としては、足利義満像（京都府・鹿苑寺蔵、重要文化財）や足利義持像（京都府・神護寺蔵、重要文化財）がある。</p> <p>また、土佐行広の落款がある仏涅槃図としては、重要美術品に指定されている京都府興聖寺所蔵の仏涅槃図があるが、絵の基本的な図柄や落款の書体が本図と非常に類似していることから、本図も、この興聖寺の仏涅槃図と同時期（宝徳3年(1451年)）に制作された可能性が高く、非常に価値のあるものと考えられる。</p> <p>現在、土佐行広の作品で、京都周辺以外で存在が確認されているものは本図のみである。</p> |

[参 考]

○県指定文化財件数

種 別	件数
建造物	34
絵画	28
彫刻	63
工芸品	29
書跡	8
典籍	10
古文書	8
考古資料	25
歴史資料	16
無形文化財	3
民俗文化財	42
記念物	88
計	354

○近年の県指定有形文化財（絵画）

文 化 財 名	市町	指定年月日
絹本着色熊野本地仏曼荼羅図	防府市	平成 15. 12. 19
紙本墨画淡彩湖亭春望図	岩国市	平成 8. 5. 24
絹本着色楊柳観音坐像	下関市	平成 7. 12. 19
狩野芳崖筆板絵着色絵馬	下関市	平成 6. 5. 2



左：本図の落款
 右：興聖寺所蔵の
 仏涅槃図の落款

(別紙2)

平29教社文第1514号

平成30年1月18日

山口県文化財保護審議会会長 様

山口県教育委員会

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第37条第2項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定天然記念物に指定することについて貴会の意見を問います。

記

天然記念物：竜王山のハマセンダン

『竜王山のハマセンダン』の概要

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 竜王山のハマセンダン
- 3 所 在 地 山陽小野田市大字小野田字高田尾1094番1及び字上小浜1852番
- 4 指 定 区 域 山陽小野田市大字小野田字高田尾1094番1及び字上小浜1852番のうち、当該樹木の根元から半径25mの円周内の土地
- 5 所 有 者 宇部フィルム株式会社（山陽小野田市大字小野田1020番地）
名原克己（山陽小野田市大休団地6番14号）
- 6 概 要

ハマセンダンはミカン科の落葉高木で、暖地の海岸に近い山林に生育。7～8月に枝先に多数の花を付ける。国内では愛知県以西の本州や四国、九州、沖縄にかけて、国外では台湾や中国南部に分布している。

本樹は、目通り幹回り約5.2m、根回り約12m、樹高約15mと巨木である。ハマセンダンは成長のスピードが速いため、幹回りの大きさでは正確な樹齢を求めることはできないが、枝分かれした支幹や樹冠の広がりから推定しても古木であることがうかがえる。また、落葉時に果実がみられないため雄株と思われる。現在、山陽小野田市指定天然記念物である（平成25年6月7日指定）。
- 7 価 値

現在、天然記念物として個体の指定を受けているハマセンダンは、愛知県田原市指定のもの（幹回り3.3m）と徳島県阿南市指定のもの（幹回り2.0m）のみであり、本樹は、他縣市町に存在する未指定も含めた個体と比較しても国内最大級の巨木であると思われる。
- 8 そ の 他 指定にあたり、山陽小野田市が管理団体となって適切な管理・活用を図る。

〔 参 考 〕

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
無形文化財	3	
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	354	

○近年の県指定された天然記念物（植物）

文 化 財 名	市町	指定年月日
教善寺のサザンカ	宇部市	平成 25. 2. 5
防府市向島の寒桜	防府市	平成 23. 4. 8
宿井のハゼノキ	田布施町	平成 18. 4. 6
八島与崎のカシワ・ビャクシン群落	上関町	平成 15. 4. 4
辻山のシダレザクラ	萩市	平成 11. 4. 6
牛島のモクゲンジ群生地	光市	平成 10. 4. 14
若月家の臥竜松	防府市	平成 2. 3. 30
正福寺のイブキ	山口市	昭和 59. 11. 2
蓋井島のヒゼンマユミ	下関市	昭和 57. 11. 5
姫島樹林	阿武町	昭和 56. 12. 11



(別紙3)

平29教社文第1514号

平成30年1月18日

山口県文化財保護審議会会長 様

山口県教育委員会

文化財の県指定解除について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第38条第3項の規定において準用する同条例第5条第2項に基づき、下記の山口県指定天然記念物の指定を解除することについて貴会の意見を問います。

記

天然記念物：吉香公園のエンジュ

『吉香公園のエンジュ』の概要

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 吉香公園のエンジュ
- 3 所 有 者 岩国市
- 4 所 在 地 岩国市横山二丁目337番地の1
- 5 指 定 区 域 岩国市横山二丁目337番地の1のうち当該エンジュ根元から半径2mの円周内の土地
- 6 指 定 年 月 日 昭和54年12月4日
(山口県教育委員会告示第8号)
- 7 指 定 理 由 吉香公園内の重要文化財吉香神社横に所在する本樹は、指定当時の高さ25m、幹囲は地上2.5mで3.3mあった(現在は、高さ22m、幹回は地上1.2mで3.6m)。
エンジュは、中国原産の木で夏季には黄白色の豆花を多数開花させる。各地の公園や街路に植えられているが、本樹のような大木が天然記念物として指定された例は、神奈川県指定1件(幹の5分の3は損傷していた。)のみ。本樹はこの例よりも樹高が高く、幹に損傷がなく、樹冠も整正で、樹勢も極めて旺盛であったため、指定に至った。
- 8 指 定 解 除 理 由 平成28年7月、幹に心材腐朽菌であるベッコウダケ(※)が発生した。その後、急速にベッコウダケが肥大してきたため、平成29年8月に3名の樹木医及び2名の調査員の診断を受けたところ、「樹勢は著しく不良で、根元から50cmの部分で、腐朽部・空洞が78%あり、回復の見込みがなく、強風時には倒木する危険性が大きい。」との所見を得た。本樹は、重要文化財や多くの観光客が行き交う園内の通路とも隣接するため、不測の倒木により被害が発生する前に適切に処置を施すことはやむを得ないと判断した。

※ ベッコウダケは、サルノコシカケ科に属す。様々な広葉樹の根株腐朽菌で幹の根もとから発生する。水分吸収のための細根はあるので、倒れるまで葉は茂ったままであることから、感染した樹木の葉や枝が風を受けやすく倒木の危険性が高まることが特徴である。木の見目は健全でもキノコを出している時点で、根株内部はかなり腐っている。なお、表面のキノコだけ取り除いても内部でどんどん腐っていくので効果はない。



議案第2号

山口県文化財保護審議会委員の任命について

山口県文化財保護審議会条例（昭和50年山口県条例39号）第2条第2項の規定により、山口県文化財保護審議会の委員を別紙のとおり任命する。

平成30年（2018年）1月18日

山口県教育委員会

山口県文化財保護審議会委員（案）

任期 平成30年2月1日～平成32年1月31日

氏 名	勤務先等	担当	任命
田中 誠二	毛利博物館館長	古文書・歴史資料・史跡（近世）	再任
中尾 里子	萩市文化財保護審議会委員	一般	再任
梅田 幸子	元下松市教育委員	一般	再任
副島 弘道	大正大学文学部教授	彫刻・工芸品	再任
今岡 照喜	山口大学大学院創成学科研究科教授	天然記念物（地質）	再任
安野 早己	山口県立大学国際文化学部教授	一般	再任
秋山 伸隆	県立広島大学人間文化学部教授	古文書・歴史資料・史跡（中世）	再任
木下 尚子	熊本大学文学部教授	考古資料・史跡	再任
奥田 敏統	広島大学大学院総合科学研究科教授	天然記念物（植物）	再任
井手誠之輔	九州大学人文科学研究院教授	絵画	再任
藤田 盟児	奈良女子大学生活環境部教授	建造物（社寺等）	再任
多々良美春	日本庭園学会会員 日本造園学会会員	名勝	再任
中川 明子	徳山工業高等専門学校准教授	建造物（近代）	再任
坪郷 英彦	元山口大学人文学部教授	有形民俗文化財・無形民俗文化財	再任
堀 学	山口大学大学院創成学科研究科准教授	天然記念物（動物）	新任
清水 重敦	京都工芸繊維大学教授	建造物（町屋）	新任

○山口県文化財保護審議会条例

〔 昭和50年12月26日 〕
〔 山口県条例第39号 〕

改正 平成17年 3月18日条例第26号

山口県文化財保護審議会条例をここに公布する。

山口県文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に山口県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平17条例26・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、山口県教育庁において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について、必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第26号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

報告事項

番号	件名	主管課	備考
1	山口県社会教育委員の会議の提言について	社会教育・文化財課	公開

提言の概要

地域における子どもたちの豊かな学びを支援する活動の充実に向けて ～ 子どもたちの育ちや学びを軸とした人づくりと地域づくりの好循環 ～

(平成29年12月 山口県社会教育委員の会議提言)

第1章 現状と課題

○地域や子どもの現状

- ・人口減少、少子高齢化の進行
- ・地域のつながりの希薄化
- ・地域組織の変化
- ・高度情報化社会の進展
- ・体験活動の場や機会の減少
- ・生活体験や自然体験の不足
- ・子どもの貧困問題

○県社会教育施策の現状と課題

- ・地域と学校が連携した子どもの育成（地域協育ネット）
- ・社会教育施設を活用した教育の充実
- ・読書活動の充実
- ・生涯学習の推進

○「やまぐち型地域連携教育」の現状と課題

- ・地域の教育力の向上
- ・地域の活性化
- ・来校者数の増加
- ・取組内容の充実
- ・認知率の向上

第2章 施策の方向性

○「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かす

子どもたちの豊かな学びには、コミュニティ・スクールを核とした「地域協育ネット」により地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを支援する「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを最大限に生かすことが重要である。また、より多くのより幅広い層の地域住民の参画と社会総がかりの教育推進に向けた気運の醸成が必要である。

○体験活動の場や機会を創る・広げる

子どもたちを軸に据えた交流の場に、多様な団体や地域住民が関わることにより、全ての子どもやその保護者等が、必要に応じて、「選ぶ」、また「選びやすい」ように、体験活動の場や機会を充実させることが重要である。

○活動を支える人材を育てる・つなぐ

子どもたちの活動を支える支援者の拡大や資質の向上、支援者同士の連携が、子どもの健やかな育ちにとって重要である。また、活動を通して育った人が次に支える側にまわる循環型の人材養成システムの構築が望まれる。

○学びと実践の循環を起こす・続ける

社会教育施設等で行われる学びの成果を地域社会に積極的に還元したりさらなる学びにつなげたりしていくためには、「『学び』と『活動』の橋渡し」を行う社会教育主事やコーディネーターが「顔の見える」関係の中で、つなぐ役割を果たすことが重要である。

第3章 具体的な対応方策

○豊かな学びを支える環境づくりの推進

◇豊かな学びを支える人材の育成

- ・子どもに関わる支援者の経験値や求められる役割等に応じた研修内容の再構築を図る。
- ・「地域学校協働活動推進員」への委嘱に向けた研修機会の充実を図る。

◇多様な人材の参画による地域ぐるみの活動の推進

- ・コミュニティ・スクールを核とした「地域協育ネット」により地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを支援する「やまぐち型地域連携教育」の下に、高齢者をはじめとした様々な地域人材が参画できるように、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える気運を高めるため広報・啓発を行う。
- ・社会教育を所管する教育委員会と首長部局が、これからの地域を担う子ども像を共有するとともに、地域課題の解決に向けてより連携していくことが重要である。

◇子どもたちの安心・安全な居場所づくりの推進

- ・「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との一体型又は連携型の取組を促進する。
- ・地域住民による中学生等への放課後学習支援等を促進する。

○豊かな心、健やかな体を育む体験活動の充実

◇体験活動の有用性に関する理解の促進

- ・子どもの発達段階に応じた望ましい体験活動の紹介や効果について積極的に発信し、体験活動の場や機会の充実を図る。

◇体験活動を支える指導者の育成

- ・地域における各種団体が「循環型の人材養成」の視点から体制を再構築し、体験活動を支える指導者の育成を充実させていく。

◇豊かな心、健やかな体を育む体験プログラムの充実

- ・子どもや保護者が主体的に「選ぶ」、または、「選びやすい」ように様々な場所で多様なプログラムが展開されていくことが必要である。

○生きる力、思いやりの心を育む読書習慣の定着

◇学校・家庭・地域の連携による子どもの読書活動の推進

- ・家庭での読書習慣の定着をめざし、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かして、地域ぐるみで子どもの読書活動推進に取り組む。
- ・福祉部局と教育委員会がそれぞれの立場で子どもの読書活動の推進をしていくとともに、連携を深め、子どもの読書環境を整える。

◇読書支援ボランティアの資質向上と人員拡大

- ・公立図書館主催の行事や研修をさらに工夫、充実させ、読書支援ボランティアの活躍の場を増やす。
- ・中学生・高校生の参画を図ることで、同世代の読書活動の啓発と将来的な読書支援ボランティアの人員拡大につなげる。

○つながる生涯学習の推進

◇大人の学びと子どもの学びの連携体制づくり

- ・「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした、大人の学びの成果を発揮する場を広げることが重要である。

◇「かがやきネットやまぐち」の活用

- ・各種団体等が提供する学習機会を整理して学習者に提示できるように、「かがやきネットやまぐち」の改良を図る。

◇生涯学習推進のためのリーダー養成

- ・社会教育主事有資格者の役割を明確にすることや、その活躍の機会を増やすことで社会教育主事講習受講者を拡大し、「学びの循環」の促進を図る。

意見交換

番号	件名	主管課	備考
1	障害のある生徒の自立と社会参加に向けた指導の充実について ～山口県特別支援学校技能検定の開発・導入～	特別支援教育推進室	公開

障害のある児童生徒の自立と社会参加 に向けた指導の充実について ～「きらめき検定」の開発・導入～

平成30年1月18日
特別支援教育推進室



1

特別支援教育の理念

特別支援教育の推進について(通知)<H19.4.1 19文科初第125号>

特別支援教育は

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、(中略)適切な指導及び必要な支援を行うもの
- 全ての学校において実施されるもの
- 共生社会の形成の基礎となるもの



2

「自立」の概念等

特別支援教育における「自立」 特別支援学校学習指導要領解説「自立活動(※)」編<H21.6>

- 児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること

※「自立活動」は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域

福祉分野における「自立」 厚生労働省所管 社会保障審議会福祉部会<H16.4>

- 自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと
- 障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること

自立と社会参加の形は様々



次期特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等の改善事項

【キャリア教育の充実】

- 障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けては、(中略)キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ること
 - ・ 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実
※「次期特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等総則」
 - ・ 障害の程度が重度の子どもたちのキャリア教育の考え方について示される
※「特別支援教育部会における審議の取りまとめ(報告)」



山口県の特別支援学校におけるキャリア教育の進め方

発達段階に応じて

個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用

一人ひとりの障害の状態やニーズ等の把握ときめ細かな指導・支援

体験活動を重視して

「きらめき検定」の開発・実施

社会への接続の視点を踏まえた体験の場の提供

連携協力して

コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域学校協働活動の充実

より多くの方々と障害のある児童生徒の自立と社会参加を支援

障害のある児童生徒が、主体的に、その持てる力を可能な限り発揮し、自分らしい生き方を実現し、社会参加することをめざしたキャリア教育の充実

「きらめき検定」の開発・実施①

【検定の目的】

- 生徒が自信をもって社会参加することをめざす。
 - ・ 幅広い人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成
 - ・ 就労に求められるスキルの習得
 - ・ 自己肯定感、学習意欲やチャレンジする気持ちの育成

【検定の概要】

- ①喫茶サービス、②清掃、③食品加工、④介護、⑤流通・サービスの5分野を設定
- 到達度による認定証（級）の授与



「きらめき検定」の開発・実施②

【山口県の特徴】

- より多くの生徒の受検を可能とするために
 - ・ 知的障害以外の障害種も対象
 - ・ 到達度を細かく設定（1級から10級）



- これからの時代に対応していくために
 - ・ 「喫茶サービス」「清掃」に加え、「介護」分野を開発
 - ・ ホテルや介護福祉士会等の関係団体とも連携して開発

【各分野の主な内容】

喫茶サービス	案内、注文、ドリンクの提供、片付け等
清掃	テーブル拭き、ダスタークロスでの床清掃
介護	シーツや枕カバーの回収・セット
食品加工	調理パン、卵サラダ等
流通・サービス	商品（ジャガイモ）の袋詰め、陳列、顧客対応等 ⁷

「きらめき検定」の開発・実施③

【各分野の実施スケジュール】

分 野	H29年度	H30年度	H31年度
「喫茶サービス」「清掃」	本検定	→	→
「介護」「食品加工」「流通・サービス」	プレ検定	本検定	→

【今年度の実施状況】

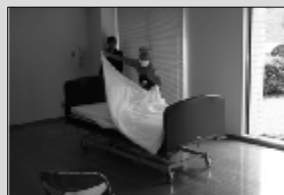
○「喫茶サービス」部門（本検定）

- ・ 日時 8月22日、23日
- ・ 会場 山口大学学生会館
- ・ 受検 9校から61名が参加



○「介護」部門（プレ検定）

- ・ 日時 8月22日
- ・ 会場 やまぐち総合教育支援センター
- ・ 受検 3校から7名が参加



「きらめき検定」の成果

生徒の感想

- 検定で自信がついた気がする。
- うまうまいかす悔しかった。
- 達成感があった。



保護者の感想

- 子どもの成長が感じられた。
- 子どもが頑張った成果を多くの人に認めてもらえてよかった。

教員の感想

- 生徒の成長に驚いた。
- 生徒が達成感を得て自信につながったと感じる。

生徒の自信や働く意欲の喚起につながった

9

「きらめき検定」の課題

「山口県特別支援学校技能検定推進協議会」
「山口県特別支援教育ビジョン実行計画推進委員会」における意見

- 障害の程度が重度な生徒など、より多くの生徒が挑戦できる検定にするとよい。
- どの地域、どの企業に行っても、「〇級であれば、この仕事に十分対応できる」など、検定が一つの目安になるとよい。
- 小学校段階からの、働くために必要な資質・能力の育成につながる指導に活用できる検定の内容・方法になるとよい。



10

「きらめき検定」の今後の取組

主な検討事項

- 多様化する生徒の実態やニーズへの対応
- 企業等への周知
- 早期からの検定の活用



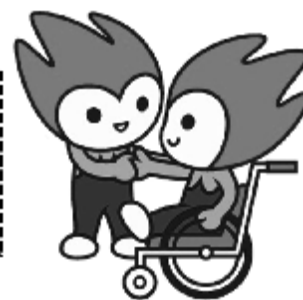
11

意見交換の視点

- 「きらめき検定」をよりよいものにしていくために
 - ・ より多くの生徒の参加につながる検定の内容や方法の工夫
 - ・ 家庭、地域、企業等への幅広い周知の工夫
 - 障害のある児童生徒が自立・社会参加をしていくために
 - ・ 障害のある児童生徒に必要な力、身に付けさせたい力
 - ・ 障害のある児童生徒を受け入れる地域の協力体制の在り方
- について、家庭、地域、企業等の視点での御意見をいただきたい。

本県キャリア教育のねらい

夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成



12

「きらめき検定」喫茶サービス部門・評価表 【 山口県2訂版】

()総合支援学校

接客の動き		評価項目	評価	名前	接遇の決まった言い方の例
事前準備(待機場所)	○エプロンをつける	□身だしなみ(服装・頭髪・つめ) □自分でエプロンをつける			(誘導係)「エプロンをつけて、準備をして下さい」 ※誘導係がエプロンを自分でつけることを確認 ※身だしなみが悪い場合、誘導係より報告がある
準備(検定場所)	1 審査員に呼ばれて審査開始				(審査員)「学校名、氏名さん入って下さい」
	○伝票を用意する。	□伝票をはさむ □日付と担当者名を記入 □伝票とボールペンをエプロンのポケットに入れる			(審査員)「〇〇さん」「はい」「準備を始めてください」 ※準備ができたなら受検生が「はじめます」と言う
お客様入店(計時開始10分)	2 ○出迎える	□お客様を迎える姿勢で待つ			「いらっしゃいませ。お席にご案内いたします」
	3 ○席へ誘導する	□決まった言い方をする □お客様の先立って案内する			お客様は2名の設定 「こちらのお席どうぞ」
	○メニューの案内をする	□お客様が着席したら話す □言葉の後に挨拶をする			「メニューはこちらでございます」 「少々お待ち下さい」
水のサービス	4 ○グラスに水を入れる。	□グラスの下半分を持つ □適量(7~8分目)の水を注ぐ □ピッチャーの口をグラスにつけない □こぼさないように入れる			
	5 ○水をテーブルに置く	□トレイにのせる □こぼさない □トレイは持ったまま、音を立てずに静かに置く □お客様の右寄りに置く □グラスを持つ位置は注意する(半分より下)			「お水でございます」
注文(オーダー)を取る	6 ○注文をうかがう	□決まった言い方をする			「ご注文はお決まりですか」
	7 ○伝票に記入する	□伝票を持って、正しく注文をとる			客の一人がホットコーヒー、一人がオレンジジュースを注文する ※試技終了後伝票を確認する
注文(オーダー)の確認	8 ○注文を確認する	□品名と数を復唱する			「ホットコーヒーがおひとつ、オレンジジュースがおひとつよろしいですか」など
	9 ○席を離れる	□決まった言い方をする □お辞儀をする			「かしこまりました。少々お待ち下さい」など
オーダーを伝える	10 ○オーダーを厨房スタッフに伝える	□オーダーの前に一言添える □厨房スタッフに聞こえるようにする □品名と数を伝える □伝票を置く			「お願いします」 「注文です」「オーダーです」など
	11 ○次の伝票の用意をして待機する	□エプロンのポケットに入れる □不必要な動きはしない			(審査員) 評価したら、厨房係に合図をする
ドリンクのサービス	12 ○ドリンクを受け取り、お客様に提供する	□伝票を確認する □必要な物を揃えて、トレイにのせる □こぼさない □静かに正しい向きに置く □決まった言い方をする □トレイを持ったままドリンクを置く □客の注文通りに提供する			「お待たせいたしました。ホットコーヒーです」など
	13 ○伝票を置き、テーブルを離れる	□テーブルに裏返して置く □邪魔にならない位置に置く □決まった言い方をする □決まった言い方をする			「伝票です。お帰りの際レジまでお持ちください」 「ごゆっくりどうぞ」「ごゆっくりお過ごし下さい」など
お客様退席	14 ○見送る	□決まった言い方をする □お客様の方を向いて、最後まで見送る			「ありがとうございました」など お客様が店を出るまで見送る 椅子を出したまま退出する
	下膳・テーブルふき	○忘れ物とゴミをチェックする	□忘れ物やゴミを見る		
○トレイとダスターを持ってテーブルに行く		□トレイとダスターを持ってテーブルに行く(ダスターは後でもよい)			
○食器を片付ける		□食器をトレイにのせる □食器は静かにいねいに扱う			
○テーブルを拭く		□全体を拭く □道具を動かして拭き、元に戻す			
○テーブル、イスを整頓する		□テーブル、イスを元通りにする			順番は問わない
○下膳口に片付ける		□一言そえる □下膳口に置く			「お願いします」「下膳お願いします」など
総合	○審査員に終了を伝える	□「終わりました」と言う			「終わりました」
	17 ○総合評価	□よい姿勢である □お客様の顔を見て話している □笑顔で対応している □聞き取りやすい声である(大きさ・スピード)			
受検者へのアドバイス			個		試技時間 分 秒

○の数	1・2個	3・4個	5・6個	7・8個	9・10個	11・12個	13・14個	15個	16個	17個
級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級

【評価について】

- できていない評価項目の口に、「レ」を入れます。
- 評価項目ごとの評価内容をすべてクリアにすることで、課題に合格したものとし、評価の欄に○をしてください。
- 事前準備に合格した場合に、1以降の課題の評価が受けられます。(事前準備に不合格であっても試技は続行)
- 検定時間10分を超過した以降は、評価の対象にはされません。(試技は続行)
- 試技が途中で止まり、30秒たった時点で「次の○○をしてください」と指示があり、その項目はできていない項目となります。

介護技能プレ検定（シーツ回収）評価表

制限時間10分

検定日:平成 年 月 日() ()総合支援校 氏名()

	作業内容	具体的な評価項目	評価	備考
1	適切な服装と身だしなみ 挨拶(報告)	<input type="checkbox"/> 適切な服装と身だしなみ <input type="checkbox"/> 「〇〇総合支援学校の(氏名)です。始めます。」と報告する。		報告後計時開始
2	回収準備	<input type="checkbox"/> ①手洗いと手指消毒をする。(ジェスチャー) <input type="checkbox"/> ②「手洗い、消毒終わりました」と報告する。 <input type="checkbox"/> ③マスクを裏表、上下を正しく着用する。 <input type="checkbox"/> ④自分に合ったサイズの手袋を着用する。		
3	必要物品の準備	<input type="checkbox"/> 回収カートフレームに洗濯ばさみでゴミ袋を取り付ける。(2カ所) <input type="checkbox"/> 回収カートと洗濯かごを準備する。 <input type="checkbox"/> 資機材室から廊下に出る際、左右の安全確認をする。		
4	居室へ入室 異常等の確認	<input type="checkbox"/> ①居室入口で「失礼します。シーツ回収にきました」と報告する。 <input type="checkbox"/> ②入室し、資機材を作業しやすい位置に置く。 <input type="checkbox"/> ③ベッド周りを1周し、汚染物異臭等の確認をする。 <input type="checkbox"/> ④「汚染物、異臭等ありません」と報告をする。		
5	作業の準備	<input type="checkbox"/> 窓を開け、換気をする。 <input type="checkbox"/> 椅子を作業しやすい場所に準備する。 <input type="checkbox"/> ベッドの高さを作業しやすい高さに調整する。 <input type="checkbox"/> ベッド用リモコンをヘッドボードにかける。 <input type="checkbox"/> 安全柵を取り外し、所定の位置に設置する。		
6	防水シーツの回収	<input type="checkbox"/> ①防水シーツの使用面を中に折り込むようにたたむ。 <input type="checkbox"/> ②洗濯かごに入れる。		
7	枕カバーの回収	<input type="checkbox"/> ①使用面を上にしたまま枕を手元に置く。 <input type="checkbox"/> ②枕カバーを外し、枕を椅子の座面に置く。 <input type="checkbox"/> ③枕カバーの使用面を中に折り込むようにたたみ、回収カートに入れる。		
8	包布(掛け布団カバー) の回収	<input type="checkbox"/> ①ひもをほどいて包布を外し、回収カートに入れる。 <input type="checkbox"/> ②床に着かないように掛け布団をたたむ。 <input type="checkbox"/> ③たたんだ掛け布団を椅子に掛ける。		
9	シーツの回収	<input type="checkbox"/> ①シーツをベッド端から中央へ使用面を中に折り込むようにしてたたむ。 <input type="checkbox"/> ②回収したシーツを上下適切に回収カートに入れる。		
10	居室を退室	<input type="checkbox"/> ①窓を閉める。 <input type="checkbox"/> ②資機材を持って入り口に立ち、「失礼しました」と伝える。 <input type="checkbox"/> ③廊下に出る際、左右の安全確認をする。		
11	片付け	<input type="checkbox"/> ①資機材を元の位置に戻す。 <input type="checkbox"/> ②使用面に触れないように手袋とマスクを外し、ゴミ袋に捨てる。 <input type="checkbox"/> ③「片付け終わりました。特に異状ありませんでした」と報告する。 <input type="checkbox"/> ④手洗いと手指消毒をする。(ジェスチャー) <input type="checkbox"/> ⑤「手洗い、消毒終わりました」と報告する。		
12	報告	<input type="checkbox"/> 「終わりました」と審査員に報告する。		報告後計時終了
13	基本姿勢	<input type="checkbox"/> 手順通りに作業ができる。 <input type="checkbox"/> 聞き取りやすい声である。(相手に伝わる声)		
14	安全面・衛生面	<input type="checkbox"/> シーツや掛け布団などを床につけずに衛生的に扱えた。 <input type="checkbox"/> ひざを床に着けずに行えた。 <input type="checkbox"/> 危険のおそれがなく、安全に作業ができた。(カートの扱い、手の平の向き等)		
	かかった時間	分 秒	○の数	個

受検者へのアドバイス

級

評価者

【認定級】

○の数 (時間制限)	1.2	3.4	5.6	7~9	10~12	13.14	15.16 (10分超過)	15~17 (10分以内)	16.17 (7分以内)	17 (6分以内)
級	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

【評価について】

- ・できていない評価項目の□に「レ」を入れる。
- ・評価項目ごとの評価内容をすべてクリアすることで課題に合格したものとし、評価の欄に○をつける。
- ・制限時間10分を超過した以降は、評価の対象にはされない。(試技は続行)
- ・1. 2. 3 級は時間制限があり、○の数が15~17であっても時間が遅ければ下位級になる。